幸町一丁目町会規約

昭和 29 年 4 月 1 日　　制定
昭和 32 年 4 月 10 日　一部改正
昭和 48 年 8 月 10 日　一部改正
昭和 59 年 6 月 5 日　　一部改正
昭和 63 年 11 月 20 日 一部改正
平成 3 年 11 月 20 日　一部改正
平成 30 年 4 月 1 日　　一部改正
令和元年 5 月 11 日　一部改正

第一章　総　則

第１条　本会は幸町一丁目町会と称す。

第２条　本会は幸町一丁目区域内に居住する世帯及び同区域内に事業所又は事務所を有する代表者をもって組織する。

第３条　本会の事務所を幸町一丁目四番地七号町会会館内におく。

第４条　本会は会員相互の親睦と知識の向上を計り併せて市行政の万般に協力すると共に民意を上達し健全なる郷土の発達と市民生活の刷新を図るを以て目的とする。

第二章　事　業

第５条　本会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。

１．近隣の親睦と相互扶助に関すること。
２．街路照明事業に関すること。
３．各種学校の行事に関すること。
４．保健衛生に関すること。
５．市行政各般の協力実践に関すること。
６．防火、防災、防犯、交通安全指導に関する事項
７．敬老篤行表彰に関する事項
８．弔慰祭典に関すること 。
９．青少年の育成と助成に関すること。
10. 座談会、講演会に関すること。
11. 資源回収に関すること。
12. 体育向上に関する事項
13. その他会員の福祉増進に関すること。

第三章　役　員

第６条　本会に次の役員を置く。

１．会　長　　１名
２．副会長　　若干名
３．各部部長　　１名
４．各部副部長　若干名
５．会　計　　２名
６．監　事　　３名

役員の任期は２年とする。但し重任を妨げない。中途就任したる役員の任期は前者の残任期間とする。

第７条　会長は役員会の推薦により顧問・相談役の同意を得て総会で決定する。
副会長及び各部長、各副部長は会長がこれを委嘱する。
班長は、班員の合議又は互選により決定する。
会計及び監事は役員会に於いて選任する。

第８条　会長は会務を総理し本会を代表する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
部長・部長は会長の指示により担当任務に専任する。
部長は役員会を構成し重要会務に協力すると共に担当の事務を処理する。
会計は本会の会計事務を担任する。
監事は会計及び会務を監査する。

第９条　本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。
顧問及び相談役は役員会の総意によりこれを推選する。
顧問及び相談役は本会の最高地位にあって、本会の諮問に応じ重要会議に参加する。

第四章　会　議

第 10 条 本会の会議は、総会、役員会、その他必要な会議とし、会長がこれを招集する。
定期総会は毎年一回これを開催し、臨時総会は役員会又は会長に於いて必要と認められたる時これを招集する。

第 11 条　総会は会務報告並に決算報告の承認予算の審議をする。

第 12 条　総ての会議は、融和・親睦を旨とし、出席者の過半数をもって決する。

第五章　部　制

第 13 条　本会はその目的を達成するため次の部を置く。

(1) 総 務 部 (2) 防犯部　(3) 子 供 会　(4) 体 育 部 (5) 資源回収部　(6)交 通 部 (2)

(7) 行事支援部 (8) 防 災 部　(9) 会 計 部 (10) 婦人バレー部 (11) 高 砂 会

第 14 条　各部の担当する事項は概ね次の通りとする。

1．総 務 部

(1) 会務の処理人事に関すること。

(2) 弔慰祭典に関すること。

(3) 市行政の協力に関すること。

(4) 各部との連絡協調に関すること。

(5) 町会民生福祉に関すること。

(6) 共同募金及びその他の募金に関すること。

(7) その他各部に属せざること。

2．防犯部

(1) 家庭防火に関すること。

(2) 防犯予防に関すること。

(3) 街路灯照明電気事業に関すること。

(4) 警察署消防本部との連絡に関すること。

3．子　供　会

(1) 各種学校行事に関すること。

(2) 青少年の育成と助成に関すること。

4．体　育　部

(1) 男女青少年を中心とする行事に関すること。

(2) 男女壮青年の育成と助成に関すること。

5．資源回収部

(1) 町内の廃品を回収して資源の有効利用に貢献し併せて町会の美化を計ること。

(1) 資源回収を通じ親睦と融和を計り、町会に協力すること。

6．交通部

(1) 町内の交通安全に関すること。

(2) 幸栄地区及び他町会との連絡を計り市民の安全普及に関すること。

7．行事支援部

(1)町会行事の支援に関すること。

8．防災部

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 自主的な防災活動による地震等災害予防に関すること。

(3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

(4) 防災防火訓練に関すること。

(5) その他防災部の目的を達成するために必要な事項

9．会　計　部

(1) 町会会計事務に関すること。

(2) 決算及び予算に関すること。

(3) 各部との会計事務連絡に関すること。

10. 婦人バレー部

(1) バレーボールによる親睦と融和活動に関すること。

11. 高　砂　会

(1) 敬老に関すること。

第 15 条　本会各部の業務は役員及び各部長がこれを分担する。

第六章　区及び班制

第 16 条　本会は近隣親和を目的とし区域内を分割して、区及び班制を設ける。区制は第一区、第二区、第三区とし、詳細は、一覧表（会館内掲示）に依る。

第 17 条　本会は各区の区域を分割して区内に班を組織し、会員の合議により班長を置くことが出来る。

第七章　会　計

第 18 条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

第 19 条　本会に必要なる経費は会費又は寄付金その他の収入金を以って、これに充て会費は毎年度予算の定める処による。

第 20 条　本会の会費は役員会に於いて徴収標準を定め、会員がこれを負担する。

第 21 条　本会の会費は毎月または定期的に班長がこれを徴収し徴収簿とともに会計に納付するものとする。

但し集合住宅の場合は、原則会計から管理会社等会費支払窓口に請求書を発行、管理会社等会費支払窓口からの振込による納付とする。

第 22 条　既納の会費は返還しない。

第八章　簿　冊

第 23 条　本会に次の帳簿を備え付けるものとする。

1. 会費徴収簿（集合住宅を除く）
2. 金銭出納帳
3. 財産台帳
4. 記録簿

第九章　附　則

第 24 条　本会の規約は総会にはかりこれを改廃することが出来る。

規約施行　細則

①町会員の会費は 1 世帯 300 円以上とする。

②会員の火災出火の家に限り見舞金　金 5,000 円也

③会員の葬祭に対しては次の弔慰金を贈る。

(1) 会員（世帯主）の死亡の場合　金 5,000 円也

(2) 会員の配偶者及び両親死亡の場合、但し会員と同居の者に限る。　金 5,000 円也

(3) 会員の未青年者死亡の場合、但し流産はその限りではない。　金 5,000 円也

(4) その他特に必要と認められたる時は、役員会の議決による。

(5) 前項の事項を認めたる時は、班長は直ちに会長に報告するものとする。

④会館使用に関しては別に定める「町会会館使用規定」による。